

一筆啓上・作左の会 会則

(名称および事務局)

第1条 この会は、一筆啓上・作左の会と称し(以下「本会」という)、事務局を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、作左の思いやる心と会員相互の親睦、知識の向上を図り、事業活動を通じ町おこしと地域の発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、六ツ美西部学区区民および本会の目的に賛同する者をもって組織する。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 「ふるさと賞」の企画及び遂行
- (2) 作左ゆかりの地研修旅行
- (3) 講演会の開催
- (4) 福井県丸岡町、茨城県取手市との交流
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名(総代経験者1名、総代1名) (3) 会計 1名
- (4) 常任理事 若干名 (5) 理事 必要数 (6) 広報 1名
- (7) 監査 2名 (8) 顧問 若干名 (9) 名誉会長 1名 (10) 相談役 1名

(役員を選出)

第6条 本会の役員は、総会において選出する。

(役員任期)

第7条 顧問及び名誉会長以外の役員任期は、2年とし、再選を妨げない。補欠によって就任したる者は、前任者の任期とする。

(会議)

第8条 本会の運営のために総会は年1回以上開催することを原則とし、次の事項を審議する。

- (1) 会則の改正
 - (2) 役員を選出
 - (3) 諸事業の計画と予算の決定
 - (4) 事業報告と決算の承認
 - (5) その他重要事項
- 2 役員会は、随時開催し議案の作成、活動の実施計画、その他必要な事項を審議する。
- 3 総会の定足数は、会員の2分の1とし、議決は、出席者の過半数の賛同を必要とする。
なお、委任状による代理権は認める。

(会計)

第9条 本会の会計は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

- (1) 個人会員
 - ・正会員 年会費1口 2,000円
 - ・家族会員 年会費1口 1,000円
- (2) 企業会員 年会費1口 10,000円

2 本会の会計年度は、3月1日に始まり2月末日に終わる。

付則

- (1) この会則は、令和5年4月16日から改正施行する。(家族会員の追加)